

美濃加茂市監査委員告示第7号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により、令和7年2月支払分の随時監査の結果を次のとおり公表する。

令和7年3月26日

美濃加茂市監査委員 田 中 昭 則
同 田 口 智 子

随時監査の結果報告について

- 1 監査年月日 令和7年3月26日
- 2 監査事項 歳出に関する財務執行状況
- 3 監査結果 監査の結果、おおむね適正に執行されていると認められたが、下記事案については、次の通りの意見とする。

記

課 名	区分	内 容
まちづくり課	意見	【監査視点】 日本語学習業務・外国人児童生徒学習支援業務、それぞれの委託内容は。 この2事業の参加人数を見る限り、費用に対して、非効率であると思われる。外国人を対象とした学習支援業務として、上記2事業以外にもものぞみ教室等類似事業があるが、外国人対象の支援業務委託について、他の事業との整合性を考慮の上、目的に沿って効果的になるよう見直しをされたい。

秘書広報課	意見	<p>【監査視点】 それぞれの事業の内容と効果は。</p> <p>補助金の交付目的は、歴史、文化等を振り返り、これからの市制の発展を促す事業の推進を図ることとあるが、事業内容は目的に合致したものとは言い難い。事業補助を行う際は、事業内容を精査の上、補助決定されたい。</p>
まちづくり課	意見	<p>【監査視点】 アベマキコーヒー200個の利用目的は。</p> <p>アベマキコーヒーの普及啓発を目的とした事業であるならば、単に配布だけでは、効果は望めない。方法を考えられたい。</p>
土木課	意見	<p>【監査視点】 リバポイルミネーション委託料、1月に続いての支払いになるが詳細は。</p> <p>リバーポートパークを管理運営する指定管理事業者があるので、基本契約業務の内容において上記のような追加業務がされるよう見直しをされたい。</p>